

令和7年(2025年)7月24日付け札幌市告示第3136号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和7年(2025年)7月25日

札幌市長 秋元 克広

記

1 訂正する内容

令和7年札幌市告示第3136号別表の工事番号「25(豊)第0022号」工事名「美園4条線(2号用水線～東札幌中の島線間)舗装路面改良工事」に係る設計図書の一部を下記のとおり訂正する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

## 特記仕様書

本特記仕様書は、契約の適正な履行の確保を図るため、本工事固有の施工条件の明細や技術的な要求事項などを記すものであり、本特記仕様書に記載されていない事項は札幌市土木工事共通仕様書（以降、「共通仕様書」という。）によるものとする。

## 1 共通事項

## (1) 工事期間等の設定について

- ア 工期：令和7年8月25日から令和8年1月21日まで  
 なお、工事期間には標準的な作業日数のほか下表の日数を見込んでいる。

①準備期間	30日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（実働工期日数に休日*と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	0.7
④地元調整等による工事不可期間 —令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日	▲日間
⑤〇〇との調整等に係る施工体工期間（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで）	□日間
⑥.....	■日間

※休日とは、土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇をいう。

## イ 週休2日工事の実施について

- (ア) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事であり、**当初予定価格は月単位の4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。**
- (イ) 受注者が月単位の週休2日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工を行うこととする。
- (ロ) 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。  
 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (ハ) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- (ニ) 月単位の週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。  
 通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (ホ) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- (ヘ) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。  
 a) 受注者は、週休2日の計画工程表及び休日取得計画（法定休日・所定休日）を施工計画書に添付し発注者へ提出する。  
 b) 受注者は、実施結果を工事月報や休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。

- (ク) 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合は受注者は協力するものとする。
- (ケ) 現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は、補正分について減額の設計変更を行う。その際、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を乗じない。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。
- (コ) 各経費の補正は週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。
- (カ) 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。
- (キ) その他の事項については、週休2日工事要領によるものとする。  
なお、週休2日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページに掲載している。  
[http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku\\_kensa.html](http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)

## (2) 施工時間帯

本工事においては、一般交通の支障とならないよう、作業時間帯を9時～17時と見込んでいる。作業にあたっては、沿線の地域生活に配慮し、騒音・振動、交通事故等の防止対策に努めること。また、その対策について工事監督員と協議し、施工計画書に明記すること。

## (3) 諸法令の遵守

- ア 受注者は、当該工事に適用となる関係法令等（適用法令・要領・要綱・指針・基準、届出時期等）を特定した上で、その一覧を施工計画書に明示すること。
- イ 適用になる法令等の届出等の実施にあたっては、届出書等（写）を施工計画書に添付し、工事監督員に提出すること。
- ウ 届出書等に対する許可書等が交付されしだい、その写しを施工計画書又は協議簿に添付し、工事監督員に提出すること。
- エ 受注者は、この工事を行うにあたって個人情報を取扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を順守すること。

## (4) 立会・段階確認について

- ア 実施する項目は、契約図書で指定された項目のほか、工事監督員が指定した項目や工事内容、施工状況により協議の上、追加、変更することができる。
- イ 立会、段階確認は、実施項目のほか実施予定などを施工計画書に記載すること。また、実施に当たっては、立会願・段階確認願をあらかじめ提出すること。

## (5) 中間技術検査について

中間技術検査の実施の有無及び対象の場合の実施詳細については、別途工事監督員の指示による。

## (6) 工事安全管理現場委員会について

工事施工にあたり、安全管理を図る目的で発注者及び受注者相互に協力し、「工事安全管理現場委員会」（以下「現場委員会」という。）を設置するものとする。

なお、現場委員会組織図は様式1のとおりとし、施工計画書に添付すること。

（現場委員会における必須事項）

ア 工事着手時に施工計画書に基づき、工事の安全管理について協議を行う。

イ 工事着手時は特に下記の事項に留意して工事の安全対策を行う。

- (ア) 工事現場内の整理、整頓に関する確認
- (イ) 作業従事者及び使用機器類の保安の確認
- (ウ) 工事現場周辺の歩行者の安全対策及び仮設通路の確保
- (エ) 工事現場内外に搬出する車輛等による災害防止対策
- (オ) 土砂等の崩壊事故の防止対策
- (カ) 仮設構造物の安全確認

## 特記仕様書

本特記仕様書は、契約の適正な履行の確保を図るため、本工事固有の施工条件の明細や技術的な要求事項などを記すものであり、本特記仕様書に記載されていない事項は札幌市土木工事共通仕様書（以降、「共通仕様書」という。）によるものとする。

## 1 共通事項

## (1) 工事期間等の設定について

- ア 工期：令和7年8月25日から令和8年1月21日まで  
 なお、工事期間には標準的な作業日数のほか下表の日数を見込んでいる。

①準備期間	30日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（実働工期日数に休日*と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	0.7
④地元調整等による工事不可期間 —令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日	▲日間
⑤〇〇との調整等に係る施工体工期間（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで）	□日間
⑥.....	■日間

※休日とは、土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇をいう。

## イ 週休2日工事の実施について

- (ア) 本工事は、「週休2日工事」の対象工事であり、**当初予定価格は月単位の4週8休以上の達成を前提とした経費の補正を行っている。**
- (イ) 受注者が月単位の週休2日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休2日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工を行うこととする。
- (ロ) 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、週休2日（4週8休）以上の現場閉所を行うことをいう。  
 対象期間は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (ハ) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- (ニ) 月単位の週休2日（4週8休）以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。  
 通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (ホ) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- (ヘ) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
- a) 受注者は、週休2日の計画工程表及び休日取得計画（法定休日・所定休日）を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
- b) 受注者は、実施結果を工事月報や休日取得計画等により定期的に発注者へ報告する。

- (ク) 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合は協力を要するものとする。
- (ケ) 現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合は、補正分について減額の設計変更を行う。その際、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を乗じない。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定で点数を減ずる措置を行う。
- (コ) 各経費の補正は週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。
- (カ) 「週休2日工事」の検証を行うため、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。
- (キ) その他の事項については、週休2日工事要領によるものとする。  
なお、週休2日工事要領・アンケートは工事管理室ホームページに掲載している。  
[http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku\\_kensa.html](http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html)

## (2) 施工時間帯

本工事においては、一般交通の支障とならないよう、作業時間帯を9時～17時、21時～6時と見込んでいる。作業にあたっては、沿線の地域生活に配慮し、騒音・振動、交通事故等の防止対策に努めること。また、その対策について工事監督員と協議し、施工計画書に明記すること。

## (3) 諸法令の遵守

- ア 受注者は、当該工事に適用となる関係法令等（適用法令・要領・要綱・指針・基準、届出時期等）を特定した上で、その一覧を施工計画書に明示すること。
- イ 適用になる法令等の届出等の実施にあたっては、届出書等（写）を施工計画書に添付し、工事監督員に提出すること。
- ウ 届出書等に対する許可書等が交付されしだい、その写しを施工計画書又は協議簿に添付し、工事監督員に提出すること。
- エ 受注者は、この工事を行うにあたって個人情報を取扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を順守すること。

## (4) 立会・段階確認について

- ア 実施する項目は、契約図書で指定された項目のほか、工事監督員が指定した項目や工事内容、施工状況により協議の上、追加、変更することができる。
- イ 立会、段階確認は、実施項目のほか実施予定などを施工計画書に記載すること。また、実施に当たっては、立会願・段階確認願をあらかじめ提出すること。

## (5) 中間技術検査について

中間技術検査の実施の有無及び対象の場合の実施詳細については、別途工事監督員の指示による。

## (6) 工事安全管理現場委員会について

工事施工にあたり、安全管理を図る目的で発注者及び受注者相互に協力し、「工事安全管理現場委員会」（以下「現場委員会」という。）を設置するものとする。

なお、現場委員会組織図は様式1のとおりとし、施工計画書に添付すること。

（現場委員会における必須事項）

ア 工事着手時に施工計画書に基づき、工事の安全管理について協議を行う。

イ 工事着手時は特に下記の事項に留意して工事の安全対策を行う。

- (ア) 工事現場内の整理、整頓に関する確認
- (イ) 作業従事者及び使用機器類の保安の確認
- (ウ) 工事現場周辺の歩行者の安全対策及び仮設通路の確保
- (エ) 工事現場内外に搬出する車輛等による災害防止対策
- (オ) 土砂等の崩壊事故の防止対策
- (カ) 仮設構造物の安全確認